

高福第 1250 号  
平成 31 年 1 月 8 日

各市町村 地域密着型サービス主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
介護サービス担当課長  
( 公 印 省 略 )

指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の  
実施回数の緩和に係る県への報告について (通知)

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等については、一定の要件を満たした事業所の場合、外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とする緩和措置が適用されることとなっています。

また、県では、円滑に緩和措置が適用されるよう、市町村から報告のあった事業所情報を外部評価機関に提供しています。

しかし、市町村から県への報告が緩和措置の適用される年度末や翌年度になる事例が見受けられ、外部評価機関では、県から提供した情報を活用できていません。

については、今後の緩和措置の適用に係る手続きを別紙に基づき行うこととし、県への報告については、次のとおり期限を指定します。

- 1 県への報告期限  
緩和措置が適用される年度の 5 月末日
- 2 適用開始日  
平成 31 年 4 月 1 日

問合せ先  
高齢福祉課  
保健・居住施設グループ 國久  
電話 045-210-1111 内線 4858